

タクシー産別労働運動の力で改正タクシー関係3法」を活かし、公共交通機関としての賃金労働条件の改善を実現しよう！
東洋交通労組の団結力で、品質の向上と賃金労働条件の改善を実現しよう！

年頭のあいさつ

執行委員長 菊池るみ

明けまして

おめでとー
うございませす。

旧年中は組合員の皆様の多大なる御協力に感謝申し上げます。
今年一年、組合員の皆様の無事故・無違反、御家族の健康とご多幸を祈念いたします。
今年も宜しくお願い申し上げます。

賀

2014年は、改正「タクシー関係3法」を実行に移す重要な年です。

「タクシー関係改正3法」の制定による一歩前進を！

「賃金・労働条件の改善」に結びつける産別労働運動の強化と変革を！

「タクシー関係3法改正案」が可決・成立し、1月27日施行が決定

自・公・民の議員立法として秋の臨時国会に提案されていた「タクシー関係3法改正案」が、11月8日に衆議院で賛成多数で（「みんなの党」が反対）可決され、1月20日の参議院において211対18の圧倒的多数の賛成で可決・成立しました。「改正法」は1月27日に公布され、2014年1月27日から施行されます。

2012年秋の臨時国会では「突然の衆議院解散」によって、民主党案の「タクシー事業法」提案できず、更に12月の衆議院総選挙での民主党の大敗北によって、「タクシー事業法」が提案出来ない状況に陥ってしまいました。

2013年に入り、労働側と経営側の強い要請によって、自民党案を軸にした「タクシー関係3法改正案」が自・公・民の3党で合意され、今秋の臨時国会に提案され、自民党内の規制緩和論者や「維新」「みんなの党」の抵抗を打ち砕いて、成立となりました。規制緩和論が未だに主流の政治状況下で、「公共交通機関としてのタクシーの安全・安心のためには、タクシー労働者の賃金・労働条件の改善が必要」として、新しい規制の一歩である2009年に成立した「タクシー適正化・活性化特措法」を改正できたことは、極めて重要です。

「現行法」より一歩前進した「改正法」に、「タクシー労働者の賃金・労働条件を

改善する」という「魂を入れる」のは、「地域協議会」と世論に働きかける労働運動の強化以外はありません。

国土交通大臣は東京・武三地区を「特定地域」に指定せよ！

「小泉」規制緩和による増車と新規参入によって、30年前の水準に落ち込んだ東京のタクシー労働者の賃金は、2010年には平均年収が348万円にまで落ち込みました。「タクシー適正化・活性化特措法」が2009年に施行され、「20%を目標」にした減車が18.5%まで進み、2012年にはようやく平均年収が401万円に回復しました。しかし、都内の男子常用労働者の平均年収との格差は246万円にまで広がっています。

格差を改善し、公共交通機関としての賃金・労働条件を実現するには、「20%の減・休車」を確実に行わせるだけではなく、更に「10%の一斉減・休車」が必要です。この実行によって、東京地域での適正な実車率53%を実現させ、当面の目標である平均年収「500万円」に近づけることができます。

その為の重要な一歩として、東京・武三地域を、改正された「タクシー適正化特措法」に基づく「特定地域」に指定させる事が是非とも必要です。「改正タクシー適正化特措法」では、国土交通省に「特定地域」に指定されなければ、更なる「減車」を行う事が困難になります。東京を「特定地域」に指定させる運動を強化する事が重要です。

執行委員長	菊池るみ
副執行委員長	筒井守
書記長	福島進
執行委員	石井貴也
執行委員	斎藤和志
執行委員	岩淵マリ
執行委員	河西純誉

(裏面に続く)